

日医発第 182 号 (保 42)
平成 25 年 5 月 23 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

ヨウ化カリウム丸 50mg「日医工」及びヨウ化カリウム「日医工」
の保険適用上の取扱いについて

平成 25 年 4 月 30 日付保医発 0430 第 5 号及び 5 月 2 日付保医発 0502 第 1 号
厚生労働省保険局医療課長通知により、ヨウ化カリウム丸 50mg「日医工」及び
ヨウ化カリウム「日医工」の保険適用上の取扱いが示されましたのでお知らせ
申し上げます。

今回の取扱いは、当該製剤に新たに追加された効能・効果である「放射性ヨ
ウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減」については、保険給付されない旨
を示すものであります。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い
申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. ヨウ化カリウム丸 50mg「日医工」の保険適用上の取扱いについて
(平 25. 4. 30 保医発 0430 第 5 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
2. ヨウ化カリウム「日医工」の保険適用上の取扱いについて
(平 25. 5. 2 保医発 0502 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

ヨウ化カリウム丸50mg「日医工」の保険適用上の取扱いについて

本製剤については、平成25年4月30日付けで薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき一部変更承認がなされ、下記1のとおり放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたところです。

これに伴う本製剤の保険適用上の取扱いについては、下記2のとおりとし、本日から適用することとしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 効能・効果及び用法・用量について

(1) 効能・効果

- ・甲状腺腫（甲状腺機能亢進症を伴うもの）
- ・下記疾患に伴う喀痰喀出困難
慢性気管支炎、喘息
- ・第三期梅毒
- ・放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減

（下線部追加）

(2) 用法・用量

- ・甲状腺機能亢進症を伴う甲状腺腫には、ヨウ化カリウムとして1日5～50mgを1～3回に分割経口投与する。この場合は適応を慎重に考慮すること。なお、年齢、症状により適宜増減する。
- ・慢性気管支炎及び喘息に伴う喀痰喀出困難並びに第三期梅毒には、ヨウ化カリウムとして通常成人1回0.1～0.5gを1日3～4回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・ 放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減には、ヨウ化カリウムとして通常13歳以上には1回100mg、3歳以上13歳未満には1回50mg、生後1か月以上3歳未満には1回32.5mg、新生児には1回16.3mgを経口投与する。
(下線部追加)

2 保険適用上の取扱いについて

本製剤は、「甲状腺腫（甲状腺機能亢進症を伴うもの）」、「慢性気管支炎及び喘息に伴う喀痰喀出困難」及び「第三期梅毒」の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。

保医発0502第1号
平成25年5月2日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

ヨウ化カリウム「日医工」の保険適用上の取扱いについて

本製剤については、平成25年5月2日付けで薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき一部変更承認がなされ、下記1のとおり放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたところです。

これに伴う本製剤の保険適用上の取扱いについては、下記2のとおりとし、本日から適用することとしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 効能・効果及び用法・用量について

(1) 効能・効果

- ・甲状腺腫（ヨード欠乏によるもの及び甲状腺機能亢進症を伴うもの）
- ・下記疾患に伴う喀痰喀出困難
慢性気管支炎、喘息
- ・第三期梅毒
- ・放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減

（下線部追加）

(2) 用法・用量

- ・ヨード欠乏による甲状腺腫には、ヨウ化カリウムとして1日0.3～1.0mgを1～3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。
- ・甲状腺機能亢進症を伴う甲状腺腫には、ヨウ化カリウムとして1日5～50mgを1～3回に分割経口投与する。この場合は適応を慎重に考慮すること。なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・慢性気管支炎及び喘息に伴う喀痰喀出困難並びに第三期梅毒には、ヨウ化カリウムとして通常成人1回0.1～0.5gを1日3～4回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。
- ・放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝の予防・低減には、ヨウ化カリウムとして通常13歳以上には1回100mg、3歳以上13歳未満には1回50mg、生後1ヵ月以上3歳未満には1回32.5mg、新生児には1回16.3mgを経口投与する。
(下線部追加)

2 保険適用上の取扱いについて

本製剤は、「甲状腺腫(ヨード欠乏によるもの及び甲状腺機能亢進症を伴うもの)」、「慢性気管支炎及び喘息に伴う喀痰喀出困難」及び「第三期梅毒」の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。